

平成21年度税制改正要望

平成20年9月

日 本 製 紙 連 合 会
会 長 芳 賀 義 雄

〒104-8139

東京都中央区銀座3-9-11

電話03(3248)4801

はじめに

わが国経済は、2002 年以降、戦後最長の景気回復を続けてまいりましたが、ここに来て、米国経済の減速と原油高騰等の要因により、経済指標は悪化しており、景気は後退局面に入った可能性が濃厚となっております。収益状況も、全業種上場企業の平成 20 年 3 月期の決算は、6 期連続の増益、5 期連続の最高益となっておりますが、21 年 3 月期は、7 期ぶりの減益が見込まれており、収益面でも転換点にさしかかっていると思われまます。

こうした中、製紙業界は、20 年 3 月期の紙パルプ上場 12 社の決算は、原燃料コストの上昇等の要因から、3 年連続の減益となっており、産業全体の売上高経常利益率が 6.3%に対し、当業界は 2.7%と、平均を大きく下回る結果となっております。

このような一段と厳しさを増す当業界の経営環境の下、各社は引き続き企業体質の維持・強化、国際競争力の増強に取り組まざるを得ない状況にあります。

つきましては、平成 21 年度税制改正にあたり、製紙業界を活力ある産業として再生するため、税制面で支援して頂きたく、下記の要望事項について、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年度税制改正要望事項

1. 制度改正及び創設事項

- (1) 法人実効税率の引き下げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- (2) 連結納税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- (3) 地方税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
 - イ. 固定資産税における対象資産の課税評価方法の見直し
 - ロ. 地方税の一括申告・納付制度の導入
 - ハ. 法人事業税の外形標準課税の見直し
- (4) 国際課税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
 - イ. 外国税額控除制度の見直し
 - ロ. 海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入
 - ハ. 移転価格税制の適正化
- (5) 環境税の導入反対・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- (6) 資源高対応税制の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
- (7) 企業年金改革に係る税制措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
 - イ. 確定拠出型年金制度の拡充
 - ロ. 特別法人税の撤廃
- (8) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁

2. 継続事項（適用期限が到来する租税特別措置法関連の要望項目）

- (1) 特定資産の買換特例（長期所有の土地、建物等）の適用期限延長・・ 11 頁
- (2) 植林費の損金算入の特例制度の適用期限延長・・・・・・・・・・ 12 頁
- (3) 公害防止用設備の特別償却制度の適用期限延長・・・・・・・・・・ 13 頁

要 望 事 項

1. 制度改正及び創設事項

(1) 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は、数回の引き下げに拘わらず、いまだ 40%の水準と、EU 諸国が 30%前後であるのと比べると 10%程度高く、積極的な設備投資や、研究開発を行う上で足枷となっています。今後、少子・高齢化社会のもと、企業の社会保険料負担の増大が避けられない中で、わが国企業の競争条件を国際的に遜色ないものとしていくためには、法人税負担を諸外国と同等のレベルまで引き下げる必要があります。

つきましては、経済のグローバル化が進む中で、原燃料価格の高騰等により経営環境が一段と厳しさを増す日本の製紙産業が、諸外国企業と同一条件で競争できるよう、法人実効税率を引き下げていただきますようお願い申し上げます。

(2) 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、企業による自由な組織再編を促し、個々の企業の競争力強化を図るためのものです。

製紙業界においても、90 年代以降、メーカーの再編・集約化が進んでおり、現在生産シェアは、大手 5 社で 6 割弱となっております。しかしながら、本制度につきましては、連結前欠損金の切り捨てや、連結グループ加入時の資産の時価評価等の制限等、種々の問題点があります。このため、当該制度への移行を見送る企業が多く見受けられるのが実情で、その結果わが国経済の活性化が阻害されていると言わざるを得ません。

つきましては、連結子会社の連結前欠損金の切り捨て、連結グループ加入時の資産の時価評価、連結会社間の寄付金の全額損金不算入等の見直しをお願い申し上げます。

(3) 地方税の見直し

製紙業界は、全国各地に多数の工場、支店等の拠点を抱えている企業が多く存在しており、地方税の事務負担は、多大なものとなっております。

つきましては、地方税に関しまして、以下の税制上の措置を講じられますようお願い申し上げます。

イ. 固定資産税における対象資産の課税評価方法の見直し

わが国の減価償却制度は、平成 19 年度税制改正において残存価額と償却可能限度額が撤廃されましたが、地方税の固定資産税には制度の改正が反映されておられません。

つきましては、国税における取得価額全額償却の趣旨に則り、固定資産税についても、残存価額と償却可能限度額を撤廃していただきますようお願い申し上げます。

ロ. 地方税の一括申告・納付制度の導入

地方税の申告・納付は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位毎で行われており、全国各地に事業所が存在する企業にとっては、各自治体ごとに申告納付しなければならず、事務量は多大なものとなっております。さらに、申告書様式も不統一で、事務負担は、増大しております。

つきましては、企業の事務負担の軽減を図るために、地方税を、本社で一括して申告・納付できるようにしていただきたくお願い申し上げます。

ハ. 法人事業税の外形標準課税の見直し

法人事業税の外形基準である付加価値割については、算出方法、記載様式とも複雑で煩雑であり、提出書類も多く、企業にとって多大な事務負担が生じております。

つきましては、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても、整理・合理化を図っていただきたくお願い申し上げます。

(4) 国際課税制度の見直し

製紙産業は、従前より原紙・加工紙の製造販売、植林などの分野で、主に北米、中国、豪州を中心に海外へ進出しており、80年代後半以降は、投資件数が大幅に増加しております。今後も、中国での紙板紙大型設備投資をはじめ、海外展開の重要性は高まることが予想されます。

このような企業活動のグローバル化に伴い、企業の国際取引の一層の円滑化を図るためには、国際課税制度の整備が重要となります。

つきましては、二重課税を排除するために、以下の税制措置をお願い申し上げます。

イ. 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしております。しかし、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、アメリカの10年、イギリスの無期限と比べても、現行制度は内容的に不十分となっております。

つきましては、わが国企業の競争力・成長力を強化し、グローバル化を推進する観点から、税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を延長していただきたくお願い申し上げます。

ロ. 海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入

近年日本の企業は、海外子会社が挙げた利益を国内に還流せず、海外で内部留保する傾向が高まっており、国内での設備投資の抑制要因となっております。これは、企業が海外子会社の配当所得を、税務上最も有利になるように国内へ資金還流しているため、税制が一因となって海外利益が過度に海外に留保されている状況となっております。今後、日本企業は、税制に左右されず、グループ全体の投資戦略や、成長戦略の観点から海外子会社の利益を国内に戻し、研究開発投資等国内投資を活性化させることが是非とも必要です。

つきましては、海外子会社からの配当については、益金不算入としていただきたくお願い申し上げます。

ハ. 移転価格税制の適正化

多くの企業が海外へ進出している今日、移転価格税制の重要性は一段と高まり、企業にとって、本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっております。こうしたなか、企業負担軽減のため、19年度税制改正で、二国間協議による更正処分金額が確定するまで納税の猶予を認める納税猶予制度が創設されました。また、20年6月には事前確認制度の迅速化、運用基準の明確化等を図る観点から、移転価格事務運営要領等の改正がなされました。

今後も企業の税務リスクを低め、グローバル活動を円滑にするために、二重課税排除の徹底に向け、制度運用の適正化を図り、本制度を見直していただくようお願い申し上げます。

(5) 環境税の導入反対

地球温暖化問題は、地球規模で長期的・持続的に取り組むべき、人類全体の最重要課題であり、温暖化対策の取り組みに当たっては、「環境と経済の両立」を基本原則として、省エネルギーや技術革新、国際協力を通じて問題を解決すべきであります。

製紙業界では、1973年の第一次石油危機以降、省エネルギー対策に取り組み、1980年代に既に25%のエネルギー原単位（製品トン当り）の改善を達成しております。さらに、2004年11月及び昨年9月の二度にわたって改定した「環境に関する自主行動計画」では、2008年度から2012年度の5年間平均で、製品トン当り化石エネルギー原単位の1990年度比20%削減と、化石エネルギー起源CO₂排出原単位の16%削減、さらに2012年度までに所有・管理する国内外での植林面積を70万haとする目標を織り込み、積極的に温暖化対策を推進し、着実な成果を挙げてきております。

一方で、最近の原油価格高騰により、製紙業界のエネルギー費は製造コストの10%を超えており、製紙各社にとって大きな収益圧迫要因となっております。仮に環境税が導入された場合、体力の弱った当業界にとって追い討ち課税と言わざるを得ず、製紙業界の国際競争力を確実に殺ぐこととなります。また、環境税が導入されても、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が、確実に保障されるものではありません。

つきましては、地球温暖化問題に関して、今後も「環境に関する自主行動計画」等、産業界の自主的努力を尊重していただきたく、環境税の効果、弊害等の十分な議論がなされないまま、安易に税を導入されることには反対致します。

(6) 資源高対応税制の創設

当製紙産業は、エネルギー多消費型産業であり、最近の原油価格高騰等により、エネルギー費は製造コストの10%を超え、エネルギー生産性は非常に低いものとなっております。このため、資源生産性の向上を図るため、省エネ設備への投資や他社との共同物流の実施等、更なる取組を推し進める必要があります。

つきましては、省エネルギー・新エネルギー・省資源化のための設備投資や組織再編等を支援する税制措置を創設していただきたくお願い申し上げます。

(7) 企業年金改革に係る税制措置

企業年金については、制度の選択肢や自由度を拡充し、労使合意の下に自由な制度設計や運用を可能にするとともに、企業や個人の自助努力を支援し、かつ個々の選択に中立的な年金税制の確立が必要であります。

当製紙業界においても、確定拠出型年金へ移行する企業があるなど、企業年金の重要性は高まってきております。

つきましては、企業年金に関しまして、以下の税制上の措置を講じられますようお願い申し上げます。

イ. 確定拠出型年金制度の拡充

確定拠出型年金制度は、経済情勢の変化やそれに対応した企業組織の再編、個人のライフスタイル、キャリアプランの多様化、雇用の流動化といった社会環境の変化に柔軟に対応しつつ、従業員の老後の所得確保を図ることが可能な仕組みであり、企業と従業員の双方にとって重要な選択肢の一つとなることが期待されております。

確定拠出型年金に係る事業主の拠出限度額、即ち保険料の損金算入限度額につい

ては、他に企業年金を持つ場合は月額 2 万 3 千円、持たない場合は月額 4 万 6 千円となっておりませんが、未だに限度額は小さすぎ、魅力の乏しい制度となっております。既存の退職一時金や企業年金から確定拠出年金への移行を行うためにも、拠出限度額のさらなる引き上げをお願い申し上げます。

また、現行制度では掛金の拠出は事業主に限られておりますが、より一層の内容拡充に向け、従業員の追加拠出が認められますよう、重ねてお願い申し上げます。

ロ. 特別法人税の撤廃

本格的な少子・高齢化社会を迎え、公的年金制度については、現役世代への負担のしわ寄せを避けながら、持続可能な制度を築いていくために給付の削減が避けられない状況となっております。今後は、老後の所得保障を公的年金に全面的に頼ることは難しく、企業年金による自助努力の必要性はますます高まってきております。

年金の積立金に課税される特別法人税は、平成 20 年度税制改正で平成 23 年 3 月末までの課税凍結が延長されましたが、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっております。

つきましては、公的年金を補完する企業年金の普及を図るため、特別法人税については凍結ではなく、制度として廃止されますようお願い申し上げます。

(8) 欠損金の扱いの見直し

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から将来を見据えた経営を行う上で非常に重要であります。バブル崩壊後の長期にわたる不況は、企業経営上多額の債務を強い、その解消には長期間を要しております。

当製紙産業も、従前より市況の低迷、エネルギー価格の高騰等により、厳しい財務状況が続いております。売上高経常利益率は、製造業平均を大きく下回っており、未だ多額の繰越欠損金を抱える企業もあります。

現行法人税制における欠損金の扱いは、繰越控除期間は7年間、繰戻還付は本則で1年間に限り認められておりますが、繰戻還付につきましては、平成4年以降不適用措置が継続されております。

諸外国において、例えば、アメリカでは20年間の繰越しと2年間の繰戻し、イギリスでは無期限の繰越しと1年間の繰戻し、さらにフランスでは5年間の繰越しと3年間の繰戻しが認められていることから判断すれば、わが国の現行制度は明らかに不利な扱いとなっており、産業競争力の観点から見て極めて問題であります。

このため、欧米諸国とのイコール・フットィングを実現し、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点から、法人税の一般的な制度として、10年間の繰越控除、繰戻還付については、凍結措置の解除とともに、過去2年分の繰戻還付とされますようお願い申し上げます。

2. 継続事項

(1) 特定資産の買換特例（長期所有の土地、建物等）の適用期限延長

近年、紙・板紙の内需は殆ど伸びが見られない中、重油等の燃料価格は高騰し、木材チップ、パルプ等の原料価格も上昇しており、当業界の企業経営は、ますます厳しい状況となっております。

このため製紙各社は、企業体質の維持・強化、国際競争に耐え得る経営基盤の増強を図るため、引き続き事業の整理統合、工場閉鎖、設備廃棄など、厳しい合理化に取り組まざるを得ない状況にあります。

本制度は、事業の再編、再構築を目指した設備の更新や廃棄を促進し、企業競争力の強化や事業活性化のための投資を促進する上で、大きな効果を持っており、各企業で有効に活用されて参りました。

つきましては、製紙業界の置かれた厳しい経営環境をご理解賜り、本制度を延長されますようお願い申し上げます。

(2) 植林費の損金算入の特例制度の適用期限延長

森林資源の造成が、治山治水の効果に止まらず、二酸化炭素吸収など地球的規模での環境対策に大きく寄与することは、現在では広く社会に認識されております。

地球的規模での温暖化対策は喫緊の課題であり、「地球温暖化対策推進大綱」では、温室効果ガスの1990年比6%削減目標を達成するため、森林経営による吸収量として対基準年比3.9%程度の確保を目標として掲げております。今後、吸収量の目標値を確保するためには、森林・林業基本計画に基づき、森林の健全な整備、適切な管理・保全等を行い、森林整備等を一層推進することが必要となってきました。

こうした背景の下、製紙業界では「環境に関する自主行動計画」を掲げ、平成22年度(2010年度)までに植林面積を60万haに拡大することを目標に、国内外における植林や森林管理を積極的に進めて参りました。その結果、平成18年度末には、植林面積が目標の60万haに到達したため、目標を、平成24年度までに植林面積を70万haまで拡大することに引き上げ、可能な限り植林を推進しております。

しかしながら、国産材価格は輸入材の攻勢で長年にわたり低迷し、加えて造林費の高騰や労働事情の悪化等から、製紙各社の林業経営は近年厳しい状況が続き、再造林投資は極めて困難な状況となっております。従いまして、当業界の植林事業の推進を維持し、持続可能な森林経営を推進させるためには、従来にも増して一層の助成策が求められております。

つきましては、本制度の適用期限を現行のまま延長されますようお願い申し上げます。

(3) 公害防止用設備の特別償却制度の延長

本制度の対象設備のうち、平成 21 年度末で期限が到来するものとして、揮発性有機化合物排出抑制設備があります。

当業界は、公害規制の強化、拡大に伴い、水質汚濁、大気汚染、廃棄物処理など、公害防止のために引き続き多額の設備投資を行っており、その維持運転費用も大きく、企業経営上の圧迫の一因となっております。特に、光化学オキシダント生成の原因物質である VOC（揮発性有機化合物）に関しては、大気汚染防止法により、企業は、平成 22 年 3 月末までに、VOC 排出基準をクリアーするために、揮発性有機化合物排出抑制設備の設置等何らかの対策を講じるよう義務付けられております。

このように、今後とも公害防止関連の新規設備や設備更新等への投資負担が続くことは明らかであります。

つきましては、製紙業界としては、これら設備の取得及び維持運転費用の負担を軽減していただきたく、本制度の延長をお願い申し上げます。